

# 令和8年度

## 幼稚園・認定こども園 法定研修説明会

---

令和8年4月21日(火)

県教育庁義務教育課幼児教育班

# 法定研修の概要について (幼稚園・認定こども園)



# 法定研修 とは・・・



教諭の資質を一定水準にするために、

**法律**上必ずやらなければならない研修のこと



**「教育公務員特例法」**

- ◆ **【対象】** 幼稚園、幼保連携型認定こども園の教諭  
(「公立」は必須、「私立(公私連携含む)」は準ずる)
- ◆ **【実施主体者】**  
《幼稚園》都道府県教育委員会(義務教育課)  
《幼保連携型認定こども園》都道府県知事  
(子育て支援課⇒令和2年4月から義務教育課)

# 教育公務員特例法(昭和24年1月12日法律第1号)

## (初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施しなければならない。

# 教育公務員特例法(昭和24年1月12日法律第1号)

## (中堅教諭等資質向上研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において**中核的な役割を果たすことが期待される**中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る為に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

# 法定研修

## 初任者研修

(採用1年目)

**教育公務員特例法**  
附則第5条第1項

園内研修 (8日間)  
園外研修 (8日間)

※ **教職2年目研修**(初任者研修の一部を  
2年目研修として実施)

## 中堅教諭等 資質向上研修

(在職年数10年目)

**教育公務員特例法**  
附則第6条第1項

園内研修 (10日間)  
園外研修 (6日間)



## 沖縄県保育者育成指標モデル

沖縄県  
令和2年1月策定  
令和7年3月改訂

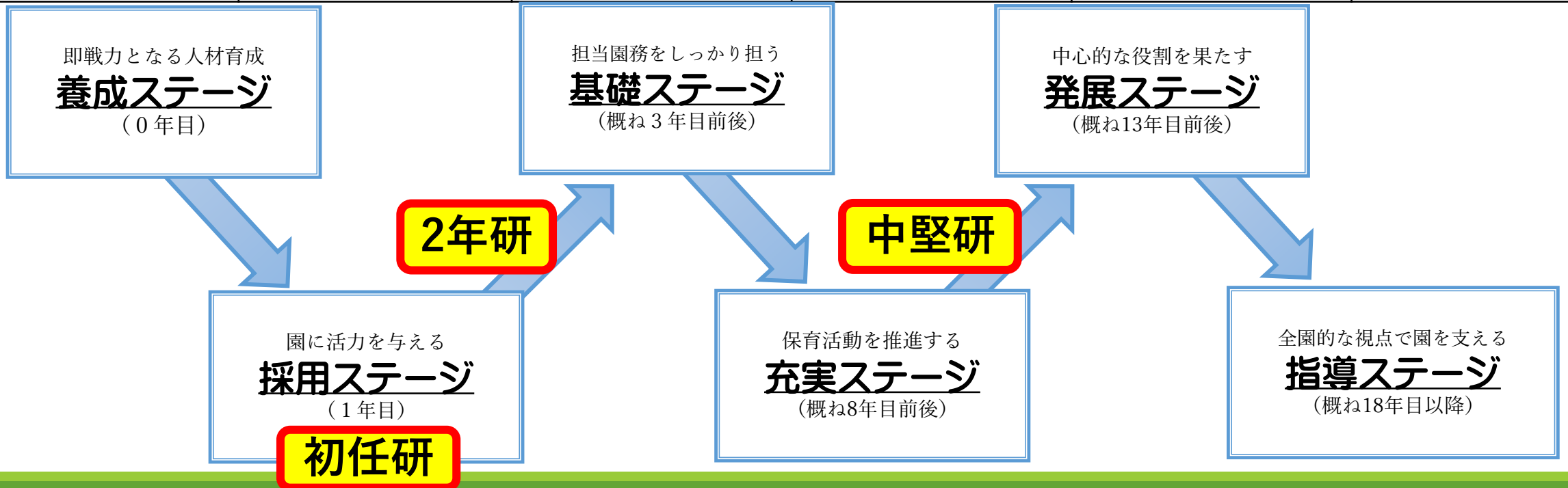
沖縄県保育者育成指標モデル							No.1
キャリアステージ	養成ステージ	採用ステージ	基礎ステージ	充実ステージ	発展ステージ	指導ステージ	
	大学・短期大学・専門学校における養成期	初任者研修期間 (採用1年目)	概ね3年目前後 (採用2～4年目)	概ね8年目前後 (採用5～10年目)	概ね13年目前後 (採用11～15年目)	概ね18年目前後 (採用16年目～)	
資質・能力	法令遵守 ○法令について理解し、保育者としての倫理を自覚しながら職務に当たることができる。	高い倫理観を有するとともに、法令を遵守することの重要性を理解することができる。	高い倫理観に基づき、法令を遵守した教育活動を展開することができる。	高い倫理観や法令遵守の精神について、教職員に指導助言することができる。			
社会人としての基礎的能力 保育者としての素養 保育者としての役割の認識	事務処理能力 ○保育記録や業務記録や事務定規の届け提出できる。						
	コミュニケーション能力 ○素直に相談し、他者に譲ることができる。						
	使命感 ○保育者責任を自覚し、子どもと向きあふことができる。 ○保育者の重要性について、省察できる。						

沖縄県保育者育成指標モデル							No.2
キャリアステージ	養成ステージ	採用ステージ	基礎ステージ	充実ステージ	発展ステージ	指導ステージ	
	大学・短期大学・専門学校における養成期	初任者研修期間 (採用1年目)	概ね3年目前後 (採用2～4年目)	概ね8年目前後 (採用5～10年目)	概ね13年目前後 (採用11～15年目)	概ね18年目前後 (採用16年目～)	
資質・能力	保育の構築力 ○目標指針等を理解するとともに、育みたい資質・能力を明確にした保育のイメージを持つことができる。	保育の展開力 ○目標指針等を理解し、子どもの実態を踏まえ、指導計画を作成することができる。	保育のICTや情報・データの活用 ○保育の現場でICTや情報・データの活用ができる。	保育の観察力 ○保育の現場で子どもの様子を観察し、その様子に基づいて適切な対応ができる。	保育の指導力 ○目標指針等、沖縄県の指導方針及び自園の指導方針に基づき、育みたい資質・能力を明確にした保育の指導計画を立案し、保育者や同僚への指導助言ができる。	保育の改善力 ○目標指針等、沖縄県の指導方針及び自園の指導方針に基づき、育みたい資質・能力を明確にした保育の視点で、自園や地域の特色に応じたカリキュラム編成ができる。	

沖縄県保育者育成指標モデル							No.3
キャリアステージ	養成ステージ	採用ステージ	基礎ステージ	充実ステージ	発展ステージ	指導ステージ	
	大学・短期大学・専門学校における養成期	初任者研修期間 (採用1年目)	概ね3年目前後 (採用2～4年目)	概ね8年目前後 (採用5～10年目)	概ね13年目前後 (採用11～15年目)	概ね18年目前後 (採用16年目～)	
資質・能力	組織としての面を支えるマネジメント力 保育の実践	園理解と運営 ○不同な意見を尊重し、積極的に園の業務に参画しようとする姿勢を持つ。	○組織としての園や業務分掌を理解するとともに、クラス担任の役割と職務内容を理解することができる。	○園の教育目標を理解した上でクラス経営の方針を決定し、実践することができる。	○園全体の組織的な取組を立案し、実践を積極的に推進することができる。	○園の組織的・機動的なマネジメントを推進し、PDCAサイクルの進行管理を行うとともに、保育の改善や教育環境の充実に向け、保育者や同僚への指導助言ができる。	
		保幼・小連携・幼小接続 ○教員としてのイメージをもち、小学校との連携の重要性について理解し、積極的に参画しようとする姿勢を持つ。	○小学校との連携の在り方を理解することができる。	○保幼・小連携や幼小接続の重要性を認識し、実践することができる。	○小学校との交流を計画・実施できる。	○小学校教育と接続したカリキュラム作りができる。	○関係機関等と連携する環境の整備と連携の推進ができる。
		自己研鑽と人材育成 ○子どもに関わる情報を他の保育者と共有し、活動する姿勢を持っている。	○自己研鑽する保育者の重要性や職員の協働性について理解することができる。	○組織の一員として、役割を明確にし、課題を共有できる実践を行うことができる。	○組織の一員として、役割を明確にし、課題を共有できる実践を行うことができる。	○指導的保育者として、課題を共有できる実践作りと若手保育者や同僚の積極的な支援、園の保育者の資質向上に向けた取組の推進ができる。	○園長の人材育成ビジョンに基づき人材育成の推進ができる。
		危機管理能力 ○危機管理の重要性及び危機を察知した際の行動を理解することができる。	○危険な場所の把握や、子どもの怪我等への対応など、保育者としての基本的な対応ができる。	○安全に配慮した教育環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡・対応ができる。	○危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡・対応ができる。	○危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡・対応ができる。	○危機の未然防止のための園内の自主的改善及び危機の再発防止の推進ができる。
		保護者・地域との連携 ○保護者や地域の中にある園の役割を理解する。	○園行事を通じて、保護者や地域との連携の重要性を理解することができる。	○園行事を通じて、保護者や地域との連携の重要性を理解することができる。	○園行事を通じて、保護者や地域との連携の重要性を理解することができる。	○保護者、地域、関係機関と積極的に連携し、連携・協働した対応ができる。	○保護者、地域、関係機関との連携・協働のネットワークの構築ができる。
		子育て支援 ○保護者の声に耳を傾け、地域の子育て家庭への支援の重要性を理解している。	○地域の子育て家庭に対する支援の意義や方法に関する基礎的な知識を持っている。	○地域の子育て家庭に対する支援の意義や方法に関する基礎的な知識を持っている。	○地域の子育て家庭に対する支援の意義や方法に関する基礎的な知識を持っている。	○地域の子育て家庭に対する支援の意義や方法に関する基礎的な知識を持っている。	○子育て支援のための環境作りや改善を進めることができる。

# 沖縄県保育者育成指標モデルによる6つの育成ステージ

養成 ステージ	採用 ステージ	基礎 ステージ	充実 ステージ	発展 ステージ	指導 ステージ
大学・短期大学 専門学校 における養成期	初任者研修期間 (採用1年目)	概ね3年目前後 (2~4年)	概ね8年目前後 (5~10年)	概ね13年目前後 (11~15年)	概ね18年目前後 (16年目~)



幼児教育の質の向上  
幼稚園教諭・保育教諭の  
資質向上をめざして…



# 制定附則



(幼稚園等の教諭に対する**初任者研修等**の特例)

**第五条** 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者は採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

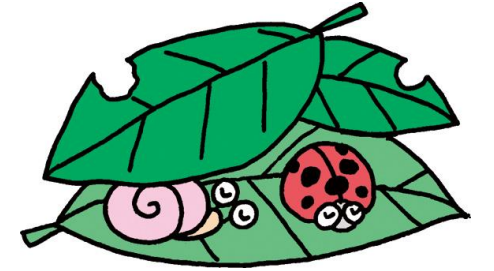
# 教育公務員特例法

## 第二十三条 第一項

### (初任者研修)

公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(臨時的に任用された者その他政令で定める者を除く。)に対して、その採用(現に教諭等の職以外の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。)の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

# 制定附則



(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する  
中堅教諭等資質向上研修の特例)

**第六条** 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する**都道府県の教育委員会**が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する**都道府県の知事**が実施しなければならない。

# 教育公務員特例法

## 第二十四条 第一項

### (中堅教諭等資質向上研修)

公立の小学校等の教諭等(臨時的に任用された者その他政令で定める者を除く。以下この項において同じ。)の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(以下「中堅教諭等資質向上研修」という。)を実施しなければならない。